

稲作における県農政と中井太一郎の普及活動

―郡立農学校の創立と林遠里招聘を中心に―

大 島 佐知子

はじめに

水田中耕除草器・太一車の考案者として知られる中井太一郎は、天保元（一八三〇）年鳥取県久米郡中河原村に生まれ、大正二（一九一三）年八三歳で没した。彼は幕末・維新の激動期を経て、日清・日露戦争、さらに韓国併合など対外政策の大きな転換期まで生きぬいた。

青・壮年期には藩政および県政の中で在方役人としてあるいは村役人としての職責を担ったが、生業である農業をはなれることはなかった。藩や村の役人としての一面を持ちつつ、農事改良にも力を注いでいた。こうした前半生を経て農事改良に専念する道につくことを決意したのは、明

治初期、久米八橋郡の地租改正反対運動の先頭に立ち、時の中央・県政と対峙した体験であった。¹⁾

嗣子に家督を譲ったあとは、晩年にいたるまで農事改良のため全国を巡回し続けた生涯であった。彼の足跡は、南は鹿児島県まで、北は山形、岩手県までほぼ全国に及んでいる。²⁾

後半生への出発点に立ったときに、彼が書いた「稻杭撰種米質改良法広告」（明治一五年）には農事改良にかけた思いがみなぎっている。彼は、明治元年から一二年まで米輸入高が平均一六六万八千余石に達しているにもかかわらず、そのことを憂慮せず「今や各国交際ノ世ナルヲ以或ハ日本一國ノ凶歳タルモ海外各国ノ輸入米アリト」と平然と

している人もいる。しかし天明の飢饉や、近年の中国北部の飢饉を見ると「生キルモノニシテ食品ナキトキ渴死スル」¹⁾ことになる。農業はおろそかにすることのできない業であると力説している。こうして農業の重要性を説いた太一郎は、まず県内において、緊急に必要な播種法の改良を普及する活動を開始した。

本稿で検討するのは、明治一四（一八八一）年の鳥取県再置からほぼ一〇年間の太一郎の活動が、当時の県農政との関連のなかでどのように推移していったのか。また、全国的にも早い時期に設立された久米河村郡立農学校が地域にあたえた影響、福岡県から招聘された林遠里とその門下生たちの指導が、農民に与えた影響についても、あわせて考えていくことにする。

一 中井太一郎の農業技術と風土

中井太一郎は主に鳥取県内の各地で実地での普及活動を精力的におこなう一方、著述もさかんに発表した。明治二二年には早くも技術書『稲作改良実験記草稿』をまとめている。この草稿は、太一郎の稲作技術を体系化した代表作であり、稲作改良の普及を志してからわずか数年で一応の完成をみたことは注目してよからう。

実験記と名づけられた同著の完成には、一〇代から担ってきた一連の農作業が役立っていることは疑いないが、さらに、その背景として、彼の農業技術を育んだ風土と、その時々にかかわりあい影響しあった地域の営みを忘れてはならない。

そこで、最初に太一郎の農業技術を育んだ気候や地形・地質などについて考えてみたい。次の史料は、地租改正当時、収税の対象として鳥取県の状況を調査した中央官僚の報告書の一部である。

〔史料1〕

因伯二国ノ地タル山陰道ノ中央ニ位シ地勢東西ニ長ク南北ニ短シ、山脈南ニ起リ北ニ走り漸ク陵夷シ北海ニ至テ伏ス（中略）伯耆国ハ東西ニ長ク南北ニ短シ、亦北一面海ニ臨ミ（中略）高山重畳国ノ南境ニ聳ヘ其脈左右ニ連リ突リ起伏シ、唯海浜ニ於テ平衝ノ地アルノミ（中略）其氣候ハ会见郡ヲ暖地トシ其他五郡ノ南半部ヲ寒地トス、而テ二国抛山ノ部落ハ寒威頗ル勁ク沿海ノ部落ハ稍々微ナリ、（中略）河村郡ニ三朝、竹田ニ水アリテ灌溉運輸両ナカラ便ナリ、久米郡ハ山間ニ介在シテ天神川ノ細流アルモ灌溉ハ他ノ深水ヲ仰ク、以上二郡土質ハ砂地多ク又真土アリ黒壤アリ⁵⁾

地形的には、因幡国・伯耆国からなる鳥取県は、作物の栽培には恵まれていないと把握されている。とりわけ、伯耆地方は、北は日本海、南は中国山地に挟まれて「唯海浜ニ於テ平衍ノ地アルノミ」であり、さらに、太一郎の居住地がある久米郡では、山間部に位置して水の便もよくない、と記されている。土質としては、真土や黒壤のような肥沃なところもあるが、多いのは砂地であるとされている。

また、太一郎の住む中河原村は、「天神川ノ細流」である小鴨川の左岸に位置している関係から、古来より水災による土壌の流失、岩石の流入による田畑の疲弊をたびたび蒙っている。そこで、太一郎は耕土を増す手段として、他所から土を運び入れる客土の方法を生み出した。彼はこれを「土肥料」と称して重視していた。

久米郡の気候については、明治二四（一八九二）年に刊行された『農事調査書』の記録をみてみよう。

〔史料2〕

降霜 始 十一月上旬 終 四月下旬
降雪 大雪 凡三尺 小雪 凡五寸
降雪 始 十一月下旬 同終 三月上旬
降雨 最多キハ六月九月ニシテ七月八月最少シ
恒風 春ハ東北風多ク夏ハ東風及西南風多ク秋ハ南風

藩の特産物として奨励され、「最盛期である天保年間には百万反におよび、青谷木綿・伯州木綿・倉吉緋・浜の目縞などの名で諸国に移出された。倉吉緋は、明治二三（一八九〇）年のパリ万国博覧会に出品し受賞」するなどその技術は優れていた。しかし、明治末年には不振に傾き、工場を閉鎖する業者が相繼いだとされている。かわって養蚕と製糸業が米作とならんで地域産業の中心を担うようになった。

〔史料3〕

慶応ノ初年、時ノ国産奉行正増薫建議シテ桑苗ヲ但馬ヨリ購入シテ、之レヲ因伯両国ノ農家毎戸ニ配与シ墻下ニ樹エシメシ事アリ、是レ因伯ニ於ケル養蚕奨励法ノ濫觴ナラン（中略）明治二二年郡ノ有志者、山柘友藏、山瀬幸人等相謀リ（中略）桑園ノ新ニ開拓セラレシモノ、百式拾町歩ニ及

幕末に移植が図られた蚕糸業は、倉吉では名望家の山柘友藏や山瀬幸人の働きかけにより盛んとなり、明治三三（一八九〇）年には三つの製糸工場が操業を始めている。なかでも山陰製糸会社の生糸製品は、主としてアメリカ向けに輸出され、品質の優良なことで知られていた。原料となる

強ク北風多シ冬ハ西南風及西北風多シ

秋収期の降雨による被害、夏季の旱魃、また冬季の積雪など、二毛作をも経営に取り入れていた農民の労苦を増したことがうかがえる。また『倉吉市史』の記述にも「冬季の大陸からの強い季節風の影響による降雪と、一般に曇天と雨の多い気候（中略）日照時間は（中略）岡山の約七〇パーセント程度に過ぎない」とあり、稲作にとつては厳しい気候条件であった。太一郎が正条植と太一車の使用について、除草効果だけでなく稲根に日光を当ててことを強調したのは、こうした気象条件のなかで、日照不足と低温への対策を図ったからである。

次は、地域の営みという視点から、千歯、木綿・蚕糸、鑄物の三つの地場産業（伝統産業）についてふれたい。

第一は、稲扱千歯である。元禄期にその起源をもつと伝えられている千歯は、「伯耆国倉吉町によって集中的に形成され、ここが、千歯発明の当初の頃からそれが回転脱穀機へ転化する時期に至るまで、優れた製品をもって全国的にその成果をほしきままにしていた」とされ、明治初期には六万二五〇挺が生産され、国内産額の約四八%を占めて全国の首位にあつた。

第二は、木綿と蚕糸である。木綿の生産は、かつて鳥取繭の品質が優秀であつたこともその理由の一つであり、それは「品評会方式により直接養蚕農家の意欲を高めたこと、県と協力して良質の繭の製造を研究したこと」によると指摘されている。

第三は、鑄物である。藩政期から代々鑄物業に従事してきた斎江家に伝わる文書類などが保存されており、当時の製造工程、販路などを知ることができる。明治以降も「小鴨鍋釜」の好評を得、（中略）山陰山陽の外、東は愛知県、西は九州まで販路を拡張した」日常品、農具などのほか注文に応じて梵鐘も製作するなど、その技術が評価されていた。

太一郎の農業技術に影響を与えた風土と地域の営みについて簡単にふれてみた。たとえば、彼の発明品とされる太一車をみても、らせん状に装着された「歯」と千歯の「歯」には明らかな相似性があり、またそれを台木に打ち付ける技術なども、千歯職人の仕事を近くで学ぶことによつて可能となつたと思われる。こうした点だけをとらえてみても、風土と地域の営みが彼に与えた影響の強さがわかるであろう。

二 倉吉農学校の成立

倉吉農学校は明治一四（一八八一）年九月、久米郡と河村郡の二郡による郡立農学校として設立された。公立の農学校としては、京都、岐阜、広島、福岡、福島に次ぐものである。新潟、石川の各県の場合は、勸農場、農業伝習所として発足した後に県立農学校となった。ただし、郡立として発足したのは、倉吉農学校のみであり、ここに同校の特色を見ることが出来る。

〔史料4〕

山柘友蔵は（中略）夙に農業の振興は農業教育に俟つべきもの多きを感じ、明治十二年三月之を時の郡長に建議し、郡長の容る、所となり、同僚郡書記加藤貞一・奥野庸正等と共に農学校創立勸奨委員となり、百方講究の結果、郡立農学校設立の方案を得

山柘友蔵は、下田中村（現、倉吉市下田中町）出身で、県会議員などの要職を務めた名望家として知られる人物である。『倉吉町誌』によると、明治一二年から「久米河村郡書記並に農事通信委員」を務めており、その関係もあって郡立農学校設立のため尽力したと思われる。

明治一三年三月、久米河村二郡協議会において「久米河村農学校創立議案説明書」が提案され了承を得ている。そ

の説明書には次のように書かれている。

〔史料5〕

方今海外交易ノ景況ヲ熟観スルニ、輸出ノ物品毎々輸入ノ物品ニ及ハサル遠シ、故ニ貨幣ノ外国ニ濫出スル年二百万ヲ以テ算ス、嗚呼此ノ如クニシテ止マズンハ皇國ノ疲弊年一年ヨリ甚シク、其極底止スル所ヲ知ラサルニ至ラン、昇平ノ世尚大二憂懼スヘキ者トハ是也（中略）若シ農学ヲ設立シテ是ヲ振作改良シ、耕種培養ノ方精密ヲ極ルニ至ラハ、天然ノ美質人功ニ資リテ愈美ニシテ而收穫ノ利從テ増加シ、特ニ二郡ノ益ノミナラス、彼ノ輸出・輸入ノ平均ヲ得、貨幣濫出ノ弊ヲ救フノ基礎トナルニ庶幾ンカ、是農学ノ工学ヨリ先、且急ナル所以也

「皇國ノ疲弊」を正さんとする崇高な理念がここにはある。農学校の設立に伴う収穫の利は、輸出入の均衡をはかり、ひいては貨幣の国外流出に歯止めがかかる。国益の基礎として工学よりもまず農学が緊要であるとしている。付言しておけば、明治一三年は、駒場農学校や札幌農学校の第一回卒業生が巣立った年でもある。

翌一四（一八八一）年九月一日、倉吉の寺院を校舎とし

て開校式が行われた。「はじめは山柘家の菩提寺であった大岳院を借り、本堂の一部を寄宿舎、庫裏を教場とし、二五〇〇余円の予算で、公費生二〇人を募集し、教師一人、実習農場二反歩という規模」で出発している。専任の教師としては、東京学農社の卒業生・滝七蔵が招請されて就任し、あわせて校長の実務も執った。

明治一六（一八八三）年、滝七蔵らが発起人となった繭・生糸、麦の共進会が開催され、農学校も出品している。

〔史料6〕

因伯繭生糸麦共進会

伯州久米郡にて農学に熱心なる滝七蔵山瀬幸人隠岐渉の三氏其他有志数名の發起にて、近々同会を伯州倉吉に開設致し度旨出願せしに、早速聽届られ殊に当県庁にては其学を賛せられ補助金として金六十円下附されたり：

去月廿七日ヨリ審査ニ着手、繭ヨリ始メ生糸麦ニ及ベリ、此審査員ハ繭生糸京都府下野村揆一郎氏、麦ハ当県下会見郡小篠津村田吉重氏ニシテ皆老練家ナリ、參觀人モ日々百名乃至三百名、尤モ九月一日ヨリハ特別ニ夜間ノ縦覧ヲ許シタレハ、此日ハ一昼夜ニシテ千六百余名ノ多キニ及ベリ、実ニ当地方未タ嘗テ聞

カザルノ盛会ト云フベシ、出品モ追々蒐集現今ハ無慮三百余品ニ至ル、其内久米郡第一ナリ（中略）河村久米農学校出品モ美ナリ

滝らが企画した私立の共進会は、同地域では初めてのものであり、多数の参観者を得て盛大に行われた様子が伺われる。農学校からの出品物の麦は「美ナリ」と評価されている。ちなみに、この共進会を契機に因伯私立農事集談会が発足し、農事改良を民間から推進する拠りどころとなっていく。

久米河村郡立農学校は明治一七年には八橋郡も加わって三郡の運営する農学校になり、さらに翌年六月からは鳥取県立倉吉農学校として新たな出発をすることになった。県立に移管するにあつては、三郡有志者からの寄付金二、一〇〇円と、地方税一、六〇〇余円と合せた建設費予算案が県会において可決されている。同年五月には倉吉町堺町に校舎が落成し六月五日に開校式が挙行された。

当初の教授陣は以下のとおりである。校長は久米河村八橋郡長・唯武連（兼任）、教諭は札幌農学校出身の安田英吉、助教諭には会見汗入郡書記・安田鶴彦（兼任）、同じく島崎房五郎（埼玉県出身、下総国飼育場卒業）、同じく藤田千代吉（千葉県出身、のち長嶋彰と改名）らが就任した。

のちに農学校の教師となる中井太一郎であるが、設立当時の農学校と太一郎の接点を明らかにする資料は見られない。しかし、明治一九（一八八六）年に農学校を辞した滝七蔵が、上京して『農業雑誌』の編集に携わった際に、太一郎の「稲種改良法」を誌上紹介しており、当時から太一郎と接点があったことは間違いない。なお太一郎が「稲作改良方教授」として正式に就任したのは翌明治二〇（一八八七）年五月のことである。

ところで倉吉農学校は、郡立として発足した当時から、生徒を受け入れて教育するという目的にとどまらず、試作地の公開、各地域で開催された農談会、共進会への参加など、地域との交流を積極的におこなった。次は、県立となっていた明治二一（一八八八）年冬の『鳥取新報』の記事である。

〔史料7〕

去る廿六日午后一時より、八橋郡赤崎宿なる専称寺に於て、農事集談会を開会し、同宿内の有志者及び米麦共進会の事務員、倉吉農学校の教員生徒等凡そ八十余名の参会にて、農事改良に関する林遠里氏の云ふ撰種の件に付き談話せしに、異論多く夜に入るも決せずして閉会したるよし

に同校の校長ともなる県会議員・山瀬幸人らの運動によって、ほどなく鳥取県立簡易農学校として再興されることになった。

農学校の職をわずか一年で辞し、全国的な活動に重点を移していた太一郎であったが、再びこの簡易農学校に稲作教授として招かれた。明治二九年四月のことである（同三二年三月まで）。次の一文は、農学校生徒らの見学実習の様子を記録したものである。太一郎と農学校生徒との交流の一端を垣間見せる興味深いものである。

〔史料8〕

○ 麦作を観るの記

簡易農学校第二年生 藤縄朋三

六月四日生徒一同教師に随ひ本校の麦作試験地及び本校付近の麦作を観る、本校の麦作試験には大小裸各種類及び肥料試験等都合六種あり、一々之が景況を比較調査し終りて隣圃の甲より乙に移り乙より丙に進み、其莖の孱弱なる者は種子の過用にはあらずや熟期を失し今尚青々たる者は実素質肥料の濫用にはあらずや（中略）杯現状に依りて原因を推考するの愉快なる覺えず里余を行き、遂に本校囑託教師老農中井太一郎氏の居村に到り其門を叩く、先生莞爾として生等を迎へ同

本県立倉吉農学校の職員及び生徒の催しにて、昨十七日同校の講堂に於て河村・久米・八橋三郡大農談会を開き、先ず同校の教諭農学士安田英吉氏の演説あり、夫れより稲、麦、豆、野菜、苗木、菓樹、果物等の諸種の植物を陳列し、其現品に就き有形無形に関する談話をなし、以て当業者の参考に供する都合なりし由、付ては有志者に於ては成るべく右等の品物を携帯参会相成りたき旨を、同校の生徒より夫々按内せし趣きなり

最初の記事では、農事集談会に農学校の教員と生徒を含めて八〇余名が参加し、林遠里の撰種法についての意見を交わしたことが紹介されている。また次の記事では、農学校の職員と生徒が、校内で農談会を主催したことが紹介されている。二つの記事を見れば、当時の農学校が地域農業の先導的役割を果たしていることを読み取ることができ。しかし、同じとき鳥取県会では農学校の廃止が論議されていた。県内に留まって農業技術の普及に貢献する卒業生の数が少なく、また県外からの入学者の割合が大きかったことがその理由である。農学校卒業生が全国的にも貴重な存在であったといえるが、県費を使って育てた青年たちの活動が県外に移ることへの批判が廃止論としてあらわれたのである。結局、県立農学校は廃校と決まったが、のち

家作付の麦圃に誘ひ諄々説示せられたり（中略）其穂能く揃ひ熟度の齊一に進めるを見れば、種子を精撰し施肥亦均一なるや明けし生等此行に於て得る所の大なるものあり、今怪しむ近傍農家の此好模範を多年朝夕に目撃しつつ田圃を並べて之れに倣わず、微々たる作物に甘んずるもの（中略）耳なく目なき者とこそは見ゆれなど私語するを、先生忽ち聞き咎め叱責何をか云ふ、夫れ農は易きに似難く、安きに似て危ふしとは古人の金言に外ずや、其道を究めず其技に長せず若し軽々に其慣行を改むるあらんか、蹉跌失敗を招かざるもの蓋し尠なし、近傍農家容易に其慣行を改めざるものは、農業たるの性質として然るなり云々聊か之を記す

当時、太一郎は教師とはいっても囑託であり、学校に出て教鞭をとることはほとんどなかったのではないかと考えられる。むしろ、右の史料のように自作田畑での実習が主だったのかもしれない。感想文を書いた藤縄朋三（のちの米原章三）にとつて、中井太一郎の「説示」は強く印象に残ったのであろう。

三 鳥取県の勸業政策（広報と諮問会）

話は、鳥取県再置の翌明治一五（一八八二）年にさかのぼる。この年一月、鳥取県は『鳥取県勸業月報』を創刊させた。

〔史料9〕

凡そ各地其土を異にするときは、百業の興廢盛衰及び得失利害等も亦随て異なるは、勢の免がれざる所なり、故に農工商を論ずるなく総て百般の事業に着手する者は、必ず各地の情況を知り其損益を計較し其得失を審察し、東隣の益を知得するときは之を我に施し、西境の害を験認するときは之を未萌に防ぎ、以て益す其方法を改良せざれば終に其進路を誤るなきを得ざるなり

『鳥取県勸業月報』刊行の目的は、各地の情況を積極的に広報することによって農・工・商の振興を図ることであった。各地の篤農家や老農は、県や郡が刊行する雑誌や新聞等を積極的に活用し、自らの技術や理念を普及・啓発しようとして試み始める。太一郎は、その先導者の一人と考えてよからう。

当時の太一郎の投稿記事を見ると、彼が最も重視していたのは稲の撰種法である。県内では、不撰種または唐箕撰が一般的であったが、彼が主張したのは「穂先四分の一撰

種」と「寒水撰」または水撰を組み合わせたものであった。秋の収穫時に立穂のまま優良な穂先四分の一から撰種する「上等撰」、稲刈り後ただちに稲扱して撰種する「中等撰」、保存しておいた稲を農閑期などに撰種する「下等撰」をおこなうものであった。いずれの撰種も穂先四分の一を扱きとるものであり千歯を利用している。

さらに撰種した籾を寒水で撰ぶ「寒水撰」あるいは前記の撰種ができなかった場合の播種前の「水撰」などと組み合わせるものであった。なお、太一郎の行う「寒水撰」は、後述する林遠里の「寒水浸」とは全く異なるものであり、寒水で撰種した後に引き上げて寒風に晒して乾燥させ、それを貯蔵する方法である。

太一郎は自身の撰種法を広める手始めに、近辺の農民と「有志目的書」を作った。そうした活動は、『山陰隔日新報』（明治一七年一〇月一日付）や『鳥取県勸業月報』でも紹介されている。これらの報道に触発されたのか、『鳥取県勸業月報』には試作を行った農民に関する記事が掲載されるようになる。次の史料は、高草気多郡勸業通信員・長谷川美喜の報告書である。

〔史料10〕

因幡国高草郡長柄村雁長友蔵ナルモノ客年中（明治一七

八一反歩二八九斗乃至一石ノ額ヲ増スヤ疑ナシ

明治一八（一八八五）年一二月に刊行された『鳥取県勸業月報』第四七号の記事である。太一郎が提唱する撰種法を知った雁長友蔵が試作をおこなった成果と、近傍に住む勸業委員・谷口常治がその成果を利用して撰種法を奨励している様子などが紹介されている。報告者の長谷川美喜もまた太一郎の撰種法を好意的に評価している。なお同誌には、県西部の日野郡でも同じ時期に試作が行われたことが報告されている。

〔史料11〕

右ハ高草郡吉岡村外十二ヶ村勸業委員谷口常治ノ上申ニ因ル抑谷口常治ナルモノハ同郡松原村ノ住ニテ農事熱心者ナレハ撰種法ノ利益アルヲ了知セシヨリ頻ニ部内同業者ヲ誘導セシカ幸ヒ本年雁長友蔵カ好結果ヲ得タレハ百聞ハ一見ニ如カスト之ヲ近村民ニ実見セシメ為ニ大ニ誘導上勢ヲ得タリト云フ美喜此頃右雁長友蔵カ撰種ノ法ニ拠リテ収穫セシ籾ヲ一覽スルニ通常種ノ籾ヨリ光沢美ニシテ且粒ノ揃ヒヨク而テ収量モ前陳ルカ如シ熟々考フルニ本年雁長友蔵カ撰種法ハ彼ノ中井太一郎ノ下等撰ニ相当セルモノニテ漸ク寒水ニ浸スノミ而ルニ如斯多額ヲ得タルモノナレハ之ヲ上等撰ニセ

日野郡福居村農業原文六外数名ニ、客年本国久米郡中井太一郎カ広告シタル稻稈撰種並ニ水選法ノ有益ナル事ヲ勧誘セシカ、大ニ覚ル所アリテ本年ハ該法ニ拠リ之レカ撰種ヲ施シタルニ、果シテ孰レモ多量ノ収穫ヲ得タリト云フ（中略）本年ハ該村民拳テ撰種ヲ為シタリト聞ユレハ、無論他ノ村々ニモ影響シ追次裨益スル処少ナカラサル可シ（中略）因ニ曰ク福井村ハ山僻ノ小村ニシテ上中下等田地反別三拾町アリ、本年村中拳テ撰種法ヲ施ス事トナリケレハ概シテ一反歩平均四計五斗ノ増獲ヲ得ルハ決シテ疑ヒナキモノノ如シ

日野郡の事例も、太一郎の撰種法を知った数人が試作し好結果を得たこと、それに触発されて村をあげて実施に踏み切った、というのである。同時期に県の東部でも西部でも試作が行われていることは注目されよう。また、この時期の『鳥取県勸業月報』には、太一郎の撰種法のみならず、各地の農民が塩水撰種法、害虫予防法等を施行している状況が報じられている。広報媒体の出現が、農事改良を触発し始めたわけである。そういった状況の中で鳥取県は勸業諮問会を発足させる。

第一回鳥取県勸業諮問会は、明治一八年九月一日から県庁に近い栗谷町興禅寺で開催された。県勸業課より同会に提示された諮問案件は次の通りである。

〔史料12〕

- 乙第一号 一 荷造改良ノ事
- 乙第二号 一 目下各地農商工業上非常ノ衰頹ニ陥リタル実況如何
- 甲第一号 一 同業組合ヲ設置セシムル事
- 甲第二号 一 木綿織ノ衰頹ヲ挽回スルノ方按
- 甲第三号 一 民林ヲ改良スルノ方法
- 甲第四号 一 野火取締ノ方法
- 甲第五号 一 農談会誘導ノ方法

太一郎は午後の開会冒頭に次の発言をした。

〔史料13〕

本案ハ各種緩急順序ノ諮問タリ然ルニ管下十分ノハハ稲作ニアリ尤モ此稲作ニ付撰種ノ如キハ今之ヲ施シ明年之ヲ得ルカ如ク又養蚕ニ係ル桑植付ノ如キハ早クモ四五ヶ年ヲ待タサル可ラス依テ其急ニ巡回教師ヲ要スルモノハ稲作ニ於テセン事ヲ望ム

この発言が発端となり、会議では養蚕教師を第一とするか稲作巡回教師を優先させるかの議論が続いた。結論は翌日に持ち越され、翌日の冒頭で尾崎武久は次の建議書を提案した。

〔史料14〕

稲作改良ノ為メニ巡回教導ヲ配置スルノ建議
凡ソ農産物ノ内ニ在テ収利收穫ノ最モ大ナルモノハ稲作ナリ、苟モ農事ヲ專業トスルモノハ、第一撰種法、第二灌水法、第三肥料法ノ改良ヲ図ルニアラスンハ、将タ何ヲ以テ農事ヲ務ムルト云フヤ、抑モ因伯二州ハ米産国ニシテ、之レカ改良ヲ図ルノ篤志家アリ、既に試作経験ヲナシ、大ニ其得ル所アルヲ知レリ、然リト

- 甲第六号 一 綿作衰頹ノ基因及挽回ノ方法
- 甲第七号 一 巡回教師ノ事
- 甲第八号 一 留学生派遣ノ事
- 甲第九号 一 養蚕伝習所設置ノ事
- 甲第十号 一 獣医講習所設置ノ事

勸業諮問会は、「十六年五月、太政官から、府県会に勸業諮問会制度の施行が布達」されたことを受けて設立されたもので、地域の老農や篤農の考えを政策に反映させることを企図していた。第一回の諮問会では、参集した会員は二十九名で、太一郎もメンバーの一人であった。さらに彼は諮問委員を二組にわけて投票により選出された幹事として、県東部の大塩則衛とともに各組の取り纏め役、両組の折衝役をつとめた。

なお諮問会は県令不在の中、少書記官萩原汎愛と勸業課長小田信樹が会期中交代で会頭席につき会議を主導した。前掲の案件のなかで最も紛糾したのは、五日目に議題となった甲第七号「巡回教師ノ事」である。豊かではない県財政の中で、どの分野の巡回教師を招聘するかが問題となったのである。午前中の発言はすべて養蚕製糸教師招聘を第一とするというものであった。稲作巡回教師については重要視されていなかったようである。

雖トモ未タ其改良法ノ県下一般ニ行ハレサルハ曾テ遺憾トスル所ナリ、嗚呼幸ナル哉、今回ノ諮問会ニ於テ巡回教師ノ問題アリ、其着手ノ順序ニ至テハ満場稍養蚕製糸ヲ第一着目トスル事トナレリ、是レ以テ闕ク可ラサル事業ナリ、然ト雖モ其収利ト期節ノ順序ハ第一撰種法ニ在リ、業ニ已ニ其期迫レリ、殊ニ養蚕製糸ハ先ツ十九年度ノ事ナレハ、是ニ先立テ稲作改良巡回教導ヲ各郡ニ配置セラレン事ヲ希望ス、此段建議候也

方案

第一 稲作改良巡回教導ヲ撰ムニハ、本県ノ特撰ヲ以テ、其試作経験ニ富ミ其所得アルモノヲ挙ケテ、一郡若クハ各郡ヲ合シテ巡回ナサシムルモノトス

(中略)

第四 巡回日数ハ一ヶ年通シテ凡三十日ト見做シ、左ノ金額ヲ旅費日当ニ充ルモノトス

一金九拾円

是ハ因幡国ニ三名伯耆ニ三名ノ割合則一人ニ付拾五円ヲ積算ス

尾崎はこの建議書についての質問に対して、教師の巡回期間について第一巡回は撰種の時期すなわち本月から始め、次に水当て、施肥の時期など翌年まで続ける巡回につ

いては教師の計画に従つておこなうこと、県下で六名の教師を得ることができるとなどを具体的に述べている。

これらの議論を経てさらに翌日の冒頭には、大塩則衛が「稲作改良ノ義ハ実ニ至急ノ要務ニシテ就中左ノ各項ノ如キハ決シテ十九年度ヲ俟ツノ猶予ナク（中略）是本会ノ輿論ニシテ」として尾崎武久の建議を県令に上申することを提案した。なお、県外から教師を招聘するか、県下の老練家を任用するかについても議論され、次のように決着した。

当面は県下の老練家による巡回を優先させ、次年度には他府県から招聘することも考慮するとした。この他府県から招聘するという問題についても議論が紛糾し、その理由の第一は財政上の問題であつたが、それだけではなかつた。

鳥取県以外でも同じような議論がなされた。例えば山形県では第四次勸業諮問会（明治二十一年九月）において、県農商務課は「農業熟練ノ教師即チ筑前ノ林遠里ヲ雇ヒ、試験田ヲ設ケ之ヲ模範トシテ米作改良ヲサシムル精神ナリ」と主張した。それに対して勸業委員の多くは「九州ト本県下トハ、氣候ノ差異ニヨリ寒暖ノ度モ大ニ違フモノナルヘシ、又地質ニモ閑スルモノニテ、是等ノ事柄ハ農家ノ最モ至難トスルモノナレハ、只改良々々ト云ウモ實際ハ果シテ行ハル、ヤ否難件ナルヘシ」と反対をしている。氣候や地質の相違が異なる地方の農法を取り入れることに慎重

一として該法を施行せざるハなきに至れりと云ふ、亦高草郡古海村外十一ヶ村勸業委員は去月廿六日中井氏を聘し、古海小学校に於て部内有志者を招き撰種法の農談会を開きしが、当日は本県勸業課吉田七等屬も臨会ありて頗る盛会なりしと云ふ、其後各勸業委員ハ大に勉勵し絶えず勸誘に尽力し近々の中には郡内有志者を集め農談会を開くの計画中なりと云ふ。

気多高草郡長・梶川正温の中井太一郎に対する思い入れがよく伝わる記事である。諮問会出席で鳥取にいた太一郎は、会終了後直ちに郡役所に招かれている。引き続き近隣の小学校での農談会にも招かれるなど、同郡での人気は高い。〔史料10〕でもみたように、同郡では、すでに一部の農民による試作が行われ、それが村や郡の勸業委員によつて広められていた。そうした経過もあり、出鳥していた太一郎を諮問会終了直後から他の地域に先んじて太一郎を招聘することにつながつたのであろう。

ついで、翌二九（一八八六）年一月には再び同郡の農談会に出席し、三月には日野郡二部宿での第一回日野郡農談会に出席・講話を行った。文字どおりの東奔西走であつた。

こうして太一郎の撰種法は、「強制」を伴ふことなく県内に普及し始めていた。しかし、同じ時期、鳥取県は福岡県

な姿勢を見せている。

外来の農法を導入するか、在来の農法を重視しつつ改良を行うかという、いわば行政側の思惑と、農民たちの実地耕作者としての自負、およびそれを支える勸業委員たちの意向が真正面からぶつかつての論議だつたといえる。

さて、勸業諮問会の答申を受けて、いよいよ中井太一郎の巡回指導が始まつた。左の巡回指導が、その後続く全国巡回の嚆矢である。

〔史料15〕

郡長梶川氏は頗る勸業上に熱心せられ、右中井太一郎氏の説を最も賛成せられ、同氏に面会して親しく実験の景状を諮問せんと語り居られしが、幸に中井氏ハ過般本県勸業諮問会開会の節、常置會員なるを以て出張ありし故、該郡長梶川氏は閉会の期を待て同氏を聘せんと計画せられ、閉会後即ち去月廿四日中井氏を吉岡村の該郡衙へ招聘し、高草気多二郡の勸業委員を招集し、中井氏に親しく該撰種法に就き談話質疑なし、大に両郡の勸業委員を奨励し専ら各村の農家をして該法を実施せしめん事を詢り、其後勸業委員をして担当部内を巡回して村民を勧誘せしめられしにより、大に農民の感覺する処となり、今日の景況にては両郡の村落

より林遠里を招くのである。

四 林遠里の招聘

林遠里が、初めて鳥取県に招かれたのは明治一九（一八八六）年五月である。しかし、それより数年も前に、林遠里の唱導する「寒水浸」「土囲法」は鳥取県（鳥根県併合時）で試作されていた。左の史料は、林の名著「勸農新書」が刊行された翌明治一一（一八七八）年秋から、鳥根県立農事試験場において林遠里法が試作された報告書（明治一二年）である。

〔史料16〕

現今福岡県下ニ施行セル改良諸法中、第一種子交換法第二撰種法第三水撰法第四種池装置法第五雪水囲法第六寒水浸法第七土囲法第八苗代床設法等ノ如キハ、孰レモ老農多年ノ経験上ニ出テ其益鮮少ニアラサルヤニ相聞工候ニ付、本県ニ於テ右方法試験ノ為メ、客秋以降他方有名ノ種子数類ヲ取寄セ（中略）

一該場試作スル稲種ハ五十有五種（割注略）ニシテ、之ヲ水撰水浸土囲ノ三法ト、従来慣用スルモノトノ四法ニ由リ、百二十三（割注略）ニ區別ス（中略）水撰ハ発

芽ノ勢ヒ最モ宜シク而シテ土圃旧慣之ニ次ク、水浸ニ至テハ苗生セサルモノ什ノ七ニ居レリ⁹⁾

〔福岡県下ニ施行セル改良諸法〕「寒水浸法」「土圃法」「老農多年ノ経験」という文言からは、林遠里法も試されていることが分かる。さらに、右の報告書には、試作した各撰種法のうち「水浸」「土圃」「旧慣」の四点について詳細な解説が付されているが、なかでも「水浸」と「土圃」は林遠里が『勸農新書』で述べている方法と合致している。ところでその結果について「水浸ニ至テハ苗生セサルモノ什ノ七」と記されているように、種子の腐敗が当時から問題視されていたことがわかる。その後、併合時代の鳥根県では関係する記録は見当たらず、おそらく林遠里法は不採用になったものと思われる。

にもかかわらず、林遠里が招聘されたのは、県令山田信道の意図が大きく働いたからであろうが、もう少し当時の明治政府の農政の動向についてみておきたい。鳥取県第一回勸業諮問会が終了した頃、林遠里は大日本農会の農事巡回教師として活躍を始めた。大日本農会とは、「農業の経験や知識の交換を通じて農事の改良発展を図る」ことを目的に、明治一四（一八八一）年四月に、農商務省主催の第一回農談会を機に創設された全国的な農業団体であり、機関

呈していたなかでのことであった。なお明治二〇（一八八七）年の同誌上には、当時「一段歩の見積額」がどのように算出されたかを推測できる事例が掲載されている。

〔史料18〕

過日石川県知事岩村高俊氏（本会名誉会員）より農商務省を経由して改良作稲株を本会に回付せられ、又農商務省総務局報告課より同知事の報告書写を送付せられぬ、即その文を左に掲げ尚略図を付して参考とす（中略）本年十二月三日より本県米陶器品評会を開き幸に該米株付のもの出品中にあり、審査員一同その一株を取り籾を落し米となし仔細に之を檢せしに、良米七勺屑米式勺を得たり、之に株数三拾六を乗し、一段歩を積算すれば即良米七石五斗式升、屑米式石壹斗六升合せて九石六斗八升となり¹⁰⁾

石川県改良稲 株
株長 五尺三寸
株間 五寸
穂数 八拾式本



紙『大日本農会報告』を発行した。
次の史料は明治一八（一八八五）年一月に刊行された同誌に掲載された『官報』の記事である。

〔史料17〕

石川県鹿島郡千野村山口精吉なるもの本年米作の改良を為さんかため同村地内中等の耕地に於て改良法、折衷法、旧慣法三種の試験田を設けたり、改良法は林遠里の説に従ひ種子土圃、寒水浸となし、馬耕三回蟹爪打をなせるもの、折衷法は林遠里の法と旧来の法を折衷せるもの、旧慣法は総て旧来の法を用ひたるものなり、以上三試作田の秋収は各一段歩の見積額改良法ハ四石式斗一升式合、折衷法は式石八斗八合、旧慣法は式石八升八号を穫たり¹¹⁾

改良法による増収が旧慣法の二倍近くになったと報じたこの記事による反響は大きく、各府県から林遠里と彼の門人たちの招聘が要請されるようになった。当時の鹿島郡長加藤鎮二は「各府県ヨリ其方法順序ヲ尋問スルモノ続々トシテ、卓上為ニ簡札ノ堆ヲ為シ、之力返簡ヲナスニ日モ亦足ラス¹²⁾」と伝えている。林遠里が招聘されたのは、各府県農政がその勸農政策を誇示する「競争」ともいえる様相を

上の図が〔史料18〕にある稲株である。「株長五尺三寸」「穂数八拾式本」という通常では考えられない長大なものである。

当時林遠里法による増収として示されるものが、坪刈の結果を積算したものであり、旧慣法と比較して二倍以上にもなる報告が多かった。そうした坪刈の結果によって反別収量を計算する方法にたいする疑問、批判がおこっていたが、石川県知事はこの稲株を農商務省に送り、同省はそのまま広報したのである。机上の計算と実地との乖離を如実に示す実例であろう。

さて、林遠里は、明治一九（一八八六）年五月一七日からおよそ二ヶ月間かけて県内各地を巡回した。面白いのは、林の巡回中に農商務省巡回教師船津伝次平も県下を巡回していることである。つまり、同時期に、異なる撰種法を主張していた中井太一郎、林遠里、船津伝次平の三人が県内を巡回していたわけである。彼らの巡回は各地の農民たちにとどのような影響を与えたのであろうか。¹³⁾

林遠里が、巡回・講話した各地の景況は、『鳥取新報』に次々と掲載された。

〔史料19〕

農芸教師林遠里氏巡回中の模様を聞くに岩井郡浦留村

なる集会場には来会する者最と多く随て林氏の講話を聞き事業改良の有益にして且つ忽諸に附すへからざるの感覚を起せしもの多かりしか法美郡宮下村の集会場には来会するもの少なく又偶々来会するも自ら老農を氣取り感ずる様の見へさりしとは実に嘆息の至りと云ふへし⁵⁵

同じ県東部でも、岩井郡のように来会者が多い会場もあれば、法美郡のように来会者が少ないだけでなく、自分が老農であるとして、林遠里の講話には感じ入る様子がなく嘆かわしいことだとしている。場所により林遠里への評価が異なっている様子が分かる。

県中部の河村久米八橋郡役所では、林遠里を迎えるにあたって周到な準備を行っている。戸長や勸業委員宛への達という形をとって参加を強制したのである。会場は河村郡では西蓮寺、八橋郡では大経寺となっているが、久米郡では個人宅が充てられた。講話順に言えば、中井太一郎邸のほか山耕直好（下田中村）邸、岩本廉蔵（弓原村）邸が充てられた。いずれも、もと大庄屋を務めた名望家という共通点がある。太一郎邸では、四連合戸長村のあわせて六八箇村が対象とされた。

久米郡の会場での情況は次のように報じられている。

講話を聞くだけではなく実地に試作を見る必要があるとして、福岡県人を招聘することが話し合われ、有志による寄付金募集が始まりかなりの金額が集まったと報じられている。その後、福岡県人井上与八が、有志による招聘という形で来県し、実地に試作に着手することになる。なおこの時期の林遠里の講話内容については筆記されたはずであるが特定できるものは未見である。

林遠里の巡回は、明治一九（一八八六）年七月に終わったが、その農法を普及させようとする山田県令の意欲は強かった。一〇月、山田は林遠里法の実施を要請する次のような指示を郡役所に達した。

〔史料21〕

管下稲作改良ノ為メ曩ニ福岡県ノ老農林遠里ヲ聘シ巡回、稲種耕作法ヲ説示為致候処漸ク秋收ノ候ニ際シ改良法実施ノ時期ニ迫リ、寸時モ緩怠ニ付スヘカラサル機会ニ有之候、然ルニ県下稲作ハ概ネ旧慣固陋ノ法ニ泥ミ改良ヲ要スヘキ点少ナカラスト雖トモ、種子精撰及刈採期ノ如キハ最モ緊要ニシテ目下失フヘカラサルノ期節ニ付、其部内試験委員ハ勿論実業者ヘ厚ク注意候様洽ク諭示スヘシ⁵⁶

〔史料20〕

同郡にてハ、過般巡回教師林遠里氏が巡回農業改良の趣旨を演説せし際来聴するもの最も多く就中有志家ハ熱心に質疑問話杯⁵⁷なし、又退ては各自互に適否如何を討論熟議し以て其説の確實にして実地利益なる事を詳悉せり、然るに同郡の有志家中説を為すものありて曰く、何れの地にありても固より是れか改良の鴻益急務なるを詳知するものなきにあらざると雖とも、其の実行に至りては一般兎角躊躇緩慢に流るゝの弊なしとせず、必竟するに是等は只に其の事を聞知するのみに止まりて実地活学則ち経験に乏しきか為めの致す処なれば、改良の実業をして各自周く履行せしめんことを期望せは、先づ之れが経験の便を得せしむるに如かざれば、郡内有志家より若干の寄付金を募り、以て其の実業者たる福岡県人にして、最も農業に熟練なるもの数名を聘雇し試作せしむべし、されは地方農民も親しく其業に就て之れが実地に観察し、而して満足なる收穫を得るに至れば、口説数年の勞に勝さるべしとのことにて賛成するもの頗る多く、衆議是に一決して昨今寄付金募集中なるが、最早や余程の金額を募集し得たりと⁵⁸

逆説的に言えば、林遠里法が思ったように普及しないことへのあせりがあったと思われる。そこで、鳥取県は林遠里法を県内一円に徹底させる目的で、翌二〇年一月に稲米改良組合準則を県下に布達した。

〔史料22〕

鳥取県令第四号（老類）

稲米改良組合準則別紙之通相定候條、右ニ準シ規約書ヲ作り、來ル四月三十日迄当庁へ差出スヘシ

明治二十年一月二十六日 鳥取県知事山田信道

稲米改良組合準則

第一条 凡テ稲作ニ従事スルモノハ地主小作ノ別ナク

稲米改良ノ目的ヲ以テ組合ヲ設ケ規約ヲ締結シテ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二条 稲米改良組合ノ地区ハ一戸長役場所轄ヲ以テ

一区域ト為ス

但土地ノ状況ニヨリ一役場所轄内ヲ分割シ又ハ他役場部内ヲ連合シテ一組合ヲ立ツルヲ得此場合ニ於テハ事情ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第三条 稲米改良組合規約ニ掲クヘキ事項概ネ左ノ如

シ

- 一 種子採取ノ期ヲ定ムル事
- 二 種子精撰及乾燥ノ度ヲ定ムル事
- 三 寒水浸土圃法ヲ実施スル事
- 四 播種ノ期及其量ヲ定ムル事

(中略)

十七 違約者処分ノ方法

(中略)

第七条 稲米改良組合ノ規約ヲ変更増減セントスルト
キハ更ニ知事ノ認可ヲ受クヘシ

この準則の特徴は、違約者の処分規定を盛り込んだ強制力を伴っていることである。「稲作ニ従事スルモノ」は必ず組合を作る、ということが骨子であるが、裏を返せば、そうやって林遠里法を徹底させようとするのである。「寒水浸土圃法ヲ実施スル事」という一項をいれたのが、まさにそのあらわれであった。

しかし、その後の動きは、鳥取県にとって思ったようにはならなかった。林遠里法がどのような経過をたどるか、県農政および在地の農民たちの動向との関連とあわせて見ていこう。まずは、明治二〇年五月に刊行された『鳥取県勸業月報』第六四号の記事であるが、ここには「其方法ヲ

守ルモノハ頗ル好成績ヲ得タリ」と記されている。さらに、同号で公表された郡別の試作結果は農商務省に報告され、明治二〇年七月一日付の『官報』に掲載された。

〔史料23〕

鳥取県ニ於テハ、稲作改良ノ為メ、昨年五月福岡県老農林遠里ヲ聘シ、管下ヲ巡回セシメ稲作改良法ヲ講話セシメシヨリ、爾来当業者競ヒテ改良法ヲ実施スルニ至レルガ、本年該法実施ノ人員ヲ調査セシニ、地方ニ抛リテハ間々失敗シタル者アレドモ、畢竟取扱方法ノ順序ヲ誤リタルニ起因シタルモノニシテ、其他ハ概シテ良好ノ結果ヲ得タルガ、右人員ハ七千三百八十二名、稲種千六百三十二石三斗七升七合ナリ

まず、林遠里の「改良法」を実施した人数の多さに目を引かれる。中には失敗した者もあったがそれは「取扱方法ノ順序ヲ誤」ったからであり、概して良好な結果を得たとしている。こうした報道が全国にも発信されたのである。この報道は、まだ実際の収穫がなされていない時期であるということである。

ところで、それに先立つ明治二〇(一八八七)年二月三日付の『鳥取新報』は、次のように報じていた。

〔史料24〕

扱て我が県下に採用すべき改良稲作法とは、則ち昨年農事巡回教師として我県に招聘したる有名老農林遠里氏及び県下西伯の老農中井太一郎氏の実験説を参酌実行する事勿論なり(中略)徒に改良法の必要に迷ひて、威力と干渉を用ゆる如きあれば、牛角を矯めんとして生牛を殺すが如き椿事を引起し、却って改良法の普及を妨ぐべきなり、故に早く改良法を普及すること実に今日の急務にはあれども、能々此等の点に注意せざれば、また意外の悪果を招くの恐れあり

林遠里や中井太一郎が奨励する稲作技術を取り入れることについて異論はないが、県による「威力と干渉」が過ぎれば、かえって普及の妨げになる、と批判している。

まさに、その懸念は現実のものとなり、特に林遠里の撰種法を行った結果、種子腐敗や未発芽に直面するところが次々と出てきたのである。

〔史料25〕

福岡県林老農伝法ニ準シ播種セシ稲苗ニシテ、久米郡八ツ屋下田中村ニ於テハ殊ニ不發生ニシテ、村民頻ニ歎息セシ報告アルヲ以テ、現地ニ臨ミ其実否ヲ探求セ

シニ、果シテ播種(寒中ヨリ通シ浸シ)五十九石四斗二升中、二十五石強ノ不發生アルヲ視ル、則実業者意見ト信平ノ視ル処トヲ併書シ、其不發生ノ源由ヲ正シ、併セテ后来ヲ警戒セントス

勸業諮問委員(八橋郡の篤農家)渡辺信平が県に報告した「稲種不發生の理由」の一部である。書かれた日時については不明だが、『史料24』の新聞記事が出た頃と推察される。県中部の二村で行われた「寒水浸」によって、およそ四割の種粉が腐敗していると記している。さらに、赤崎宿で八割の未発芽、八橋郡内における発芽不充などを列記している。渡辺は未発芽の理由を、倉吉農学校の教師や試作を指導した井上与八に質問したが、原因の究明に至らなかったとしている。

行政側の情報(『鳥取県勸業月報』など)と、同時期に現地から報告される情報には大きな隔たりが発生していたのである。

もうひとつ、県西部日野郡の事例を紹介してみよう。日野郡では、前述した明治一九(一八八六)年一二月の郡農談会で、中井太一郎の改良法を奨励することに決定した。ところが、県側から林遠里法が強制されたため、「林遠里法稲作改良実験人名(中略)届出調査之所中井太一郎改良法ト

混同致シタル届出多^㉔く、というような両法の錯綜が生じたのである。これは表面的には、改良法に対する認識の相違と見えるが、むしろ県農政に追随しない農民たちのしたたかさとして取る方が妥当なのかもしれない。

五 県農政の転換（林遠里法からの脱却）

以上のように、鳥取県の稲作改良は、林遠里法を軸としながら進められてきた。しかし、明治二十一年に入ると、批判的な言論が目につくようになってくる。

〔史料26〕

我県政府ハ、稲作改良及び稲米の改良に熱意せられ、昨年県令第四号を以て稲米改良組合準則なるものを發布せられ、以て各郡各村をして此の準則により各々組合を設けて、普く改良の急務を實行せしめんことを期したる以来、各郡各村は皆な該準則によりて組合規約を設けたれども、扱て爾來の状況を看るに、元來旧慣法に天窓から尻まで浸染して居る農民の事なれば、伯耆ハ扱て措き因幡の各郡に於ては、該規約通り実行する者としてハ甚だ少なく、殆んど有名無実の姿なりと云ふ^㉕

しかし、この時の諮問会では、林遠里法の是非をめぐって長時間の論議が行われた。結論は、今後も林遠里法を継続させることであつた。その具体策として、①「各郡二教師ヲ聘雇シ、一戸長役場内ニ一ヶ所ノ試験場ヲ設置シ充分実地上ノ試験」を行つて成果を得ること、②再度林遠里を招聘すること、の二点が決められた。

このような状況のなかで、林遠里法の推進派であつた県知事山田信道は、明治二一（一八八八）年一〇月に福島県へ転任した。しかし、後任知事・武井守正へは福岡県からの巡回教師を続けて招聘しよう引継したため、林遠里法は、しばらく継続されることになった。結局、林遠里法からの脱却を図るのは、明治二四（一八九一）年七月に開催された第七回勸業諮問会においてであつた。

〔史料28〕

之レ迄ノ稲作改良組合ト云フモノハ先キニ申シマシタ様ニ林遠里ノ法ニ因テナンデモ此法ニ因テセシバナラント云フ様ナ準則ノ積リテ何ニ々々ハコーナーニ定メヨ一凡テ定メルコトニ準則ハ立ツテ居ツタ（中略）今日マテ林遠里法ニ因ツテ奨励ヲシタモノデ御座リマスカ凡改良ノ点ニ向テ研究シタ以上ハ之レニ尚ホ改良ノ点ヲ考ヘル人モアリマシヨ一改良上重モノナル必要ノ点

「有名無実」と題する八月二五日付『鳥取新報』の記事である。特に因幡部では稲米改良組合の規約どおりに実行する者はほとんどいないと報じている。農民側にすれば、政側の強制とはいへ種子腐敗や未発芽の懸念がある方法よりも、「旧慣法」を選ぶ方が間違いはない。各郡でも、リスクの分散を図るための方策をとり始める。例えば、すべての農民には強制しないで、郡の試作場に勸農社の社員を聘用する方策や試作人を指定するなどの方策をとつたのである^㉖。

明治二十一年一月、第四回勸業諮問会が開催された。冒頭で山田知事は、あくまで林遠里法による稲作改良を進める意向を示した。

〔史料27〕

一昨年来諮問シタル養蚕製糸事業ノ如キハ大ニ改良其緒ニ着キシモ、独リ稲作改良ノ如キハ未タ尚半信半疑ノ間ニ彷徨シテ充分ノ結果ヲ得ス、甚タ遺憾トスル所ナリ、依テ今一応歩ヲ進メ、林遠里ノ説ク所ニ拠リ純一ノ試験ヲ為サシメ、以テ充分ノ結果ヲ得セシメントス、依テ各郡ニ教師ヲ聘雇シ、一戸長役場内ニ一ヶ所ノ試験場ヲ設置シ充分実地上ノ試験ヲナシ、其適否ヲ確認セシメン事ヲ望ム^㉗

タケヲ掲ケマシテ其範圍ヲ以テ相当ノ方法ヲ立ツテヤレハ宜シカロート思ヒマス^㉘

この発言は「改良ノ点ニ向テ研究シタ以上」と穏やかな表現が用いられているが、林遠里の唱える方法からの離脱であつた。これを受けて、稲米改良組合規約第三条三「寒水浸土圃法ヲ実施スル事」の項目が削除され、ここで鳥取県が奨励した林遠里法は名実ともに終了したといえる。

六 林遠里法に対する太一郎の見解

明治二二（一八八九）年二月、中井太一郎は稲作改良の有り方についての意見書を『大日本農會報告』に投稿した。

〔史料29〕

稲作を改良するの實際に利益ある事は農家の皆知る所なりといへとも容易にこれを実施せざるは畢竟原因の存するありて躊躇其機を過まれるのみ

第一 改良を奨励する者は僅少の段別を試作地とし或は共同を以て、或は官業を以て経済を後にして唯その結果の美を先にし又は試作の一部にして非常の好結

果なるもの、みを其筋に報告して公衆に誇示するか如きものありといへとも其地方の農家に在りては常に試作の実況を見聞せるよりは経済的の事に非すとなしして容易に実際に施す事を欲せず

第二 普通の農家に於てたまたま之を實際に施行し果して最初の用途の如く幸に幾分の收穫を増したりとも其事の容易ならざると費用の僅少なからざるより困弊の今日これを継続するの實力なく遂に年ならずして旧に復し又これを再するの力なき者あり畢竟改良を施すときは收穫の米量は増すも或は却りて米穀を購ふか如きの計算に当る事あればなり(割注略)

第三 世の改良を説くものは概高尚なる学理に互るより細民(割注略)の其法に随ひて容易に実施するに由なきと且各地風土の異なる往々にして適合し難きものあり其適否長短を取捨するときは良法を得へしといへとも人は多く非難を先にして事の是非を為すものにして幾分か妥當を欠くときは先づ之を机上の論となし其良説までも挙て実施せざるの状なきにあらず

第四 中等以上の農家の間には普通の農家を奨誘す可き智識衆望を兼有する者ありといへとも実地執業の勞苦を厭ひ自家の農事は悉皆これを挙て無識固陋の傭夫に托し自己の業に疎なる傭夫にも及はざるか如きほと

合もある。第三に、「高尚な学理に基き」あるいは「各地風土の異なる」改良法であり、「机上の論」であるとして実施しない。第四は、中等以上の農民のなかには、「自家の農事は悉皆これを挙て無識固陋の傭夫に托し」ていて、改良に取り組む氣風に欠けるものがある。第五は、地力を無視した生産により再生産がかなわない。

この五つの原因を解消させるには、「勞力の軽減」「費用の削減」を主として、さらに「天候の利用」「耕地を改良」「地力の肥養」を図らなければならない、と説いている。それは同時に、彼自身の農事改良法への問い直しであったといえよう。

さらに、明治二三(一八九〇)年五月に東京で開催された第二回全国農談会に通常会員として出席した太一郎は、農商務省が下問した二つの問題について発言した。この時彼は林遠里の名をあげ、その巡回講話のありかた、撰種法についての批判を述べている。

〔史料30〕

明治十五年以来県下に奔走し種子選択の法以下下文の如く諭示せしも林氏の説に躊躇し自然退歩し或は隔年に施行せり(中略)自己の説を拡張せんと誇言して漫りに他の説を否とする者ある時その可否を糺さる、事

なれば其改良の途に進む前途はなはた近からず

第五 改良法を施すものと旧慣法に依るものとを比較するときは改良法の旧慣法に比して收穫の増加する事固より言を俟たず然れとも増穫を収むると同時に地力を養ふに注意せされは折角の増穫も初年に止まりて翌年よりは同一の收穫を得る能はず(割注略)是また改良の行はれざる一理なりされは改良法を実施せしめ且永く継続せしめんとするには要實際の勞力を減し諸般の費用を省くを主として天候を利用して耕地を改良し地力を肥養する事を図らざるへからず

県内各所での巡回指導を試みている時期の投稿文である。稲作改良が利益に結びつくとは分かっているながら、県下の農民が取り組まない(めない)原因を、五点にわたって分析している。第一の原因は、改良法を奨励する側の問題である。経済的な損益を度外視した方法での試作で、且つ好結果だけを其筋に報告し公衆に誇示している。しかし、試作の状況を実地に見る農民は、これでは経済的に釣り合いが取れないと分かっているのだと。第二は、たとえ実行しても永續できないことである。試作によって多少の増収を得ても、その手間と経費の問題で再び実行することができない。時には結果として米を購入せざるを得なくなる場

予か地方重要農産は米にして之か改良を図るは各會員の要点とする撰種、苗代、耕耘、虫害予防駆除等の法は予か地方の同業者も亦之を以て要点とす予は之に作地養成法及び肥料増加法を併せ以て改良の最大要点と為す撰種等は各法を施行するも三、四年の後旧に復する者多し(割注 林遠里氏の法に最多し)

この全国農談会で太一郎は、鳥取県における林遠里法奨励にたいする農民たちの実情を伝えることによって、特定の農業技術を強制することの是非を問いかけたのである。

しかし、林遠里の「寒水浸」「土圃法」に対する太一郎の批判は短期間に生まれたものではなかった。当初は自然撰の一種(腐敗撰)として認め、自身も試作したが、「此の種浸し法は腐敗の量目年により差異あれは多数の種を浸すは試作熟練の後にすへし」と、その実施には注意を要することを指摘した。また冬蒔き畑苗についても「田鼠土竜の出る地所は悪し」としていた。彼が最終的に結論を明らかにしたのは明治二八年九月に子息・中井益蔵によって刊行された『招豊年』においてであった。

〔史料31〕

但し前記寒浸し（冬至の頃より播種迄浸す）土圃法は

悪種を腐敗せしむの他に種に寒氣を触れ土中自然の地

氣を受ける天然の理ありとなれとも挿苗するに「節田植」と称し五月節則ち六月六日に挿苗する所あり「はんげ

植」と云て七月二日頃に植る所あり其間二十七日間の遅速ありしに「節田植」は山分なる水源にて寒地なり

「はんげ植」は流末にて暖地なり然るに播種迄浸し置き又土中に囲ひ置く等ハ挿苗早き山分ハ寒地なる故発芽

遅し挿苗遅き流末は暖地ゆへ発芽早し為に苗代地にて生育する日数に大なる反対の差異ある概ね左の如くな

れハ本法適應の地方ハ誠に僅々なり
寒浸―土圃法に依る苗代地にて生育日数 山分凡三十
日内外 流末凡六十日強 差凡二十五日内外

浸種、苗代への播種、挿苗という農作業の実態に即した

指摘と批判であること、つまり感情論に流れずあくまで試

作を繰り返しての裏づけを伴ったものであることが特徴と

いえよう。繰り返しとなるが、実際に苗代に播種して手入

れをし、田植にこぎつけるまでの作業を地道に行ってきた

経験が生きているのである。

た著述の緒言である。単なる知識よりも、実際に生産する

ことの重要性を指摘したものである。もう一つは、農政へ

の提言が必要であるとの認識である。明治三三（一八九〇）

年三月一三日付で、農商務大臣にあてた上申書および「稲

作改良実験記草稿」献納願には、当時の重要課題が地力の

増進であることとそのための方策を提言している。^註
さらに、自身の立場を「農人」と位置づけたことである。

このように表現することによって、農民だけでなく、農学

者はじめ農業を支える幅広い人々との協力による農事改良

をめざしたことがわかる。

以上の三つは彼の立場を端的に表現したものであるう。

〔付記〕

中井太一郎の研究をしてきた者として、鳥取県立公文書館が所蔵する資料類がいかにか貴重であったかは語りつくせない。先人の記録を引継ぎ、提供されるまでの献身的なご努力に対し、歴代館長はじめスタッフの方々に改めて深い敬意をささげたい。

むすびにかえて

明治二八（一八九八）年、野村政明知事のもと、県勸業課は明治一八（一八八八）年からの一〇年間にわたる勸業政策の推移について次のようにまとめている。

①林遠里を三度招聘したこと。②船津伝次平の巡回当時
は林遠里の巡回中であつたため「重複ヲ避ケ他ノ農作物改良法ニ向テ講話」したこと。③明治二二年に農商務省の技師恒藤規隆を招聘し、土性と植物、肥料の關係について巡回させたこと。④明治二七年に太一郎と村田吉重を巡回教師としたこと、等である。また、前述した「稲米改良組合

準則」によつて設立された各郡の稲作改良組合が有名無実となつた原因について「農家自ラ締結シタルニ非スシテ県令準則ニ基キ督励ノ結果ニ成リタルモノ」との結論を下している。農民側からの自主的な農事改良でなければ、定着していかないことを県側が明らかにしたのである。その後

の鳥取県における勸業行政の動向を示唆するものである。
一方太一郎は、この間の農政と真正面から向き合うなかで、その後の農事改良の方向性を見出した。彼自身の言葉を紹介したい。

一つは、「夫ノ一丈ノ絹ヲ知ルヨリハ一寸ノ布ヲ織ルニ若カスト」^註。これは林遠里が鳥取県下巡回を終了した年に書い

【注】

- (1) 拙稿「老農中井太一郎と地租改正反対運動」(『鳥取地域史研究』第九号、二〇〇七年)で鳥取県における地租改正反対運動の推移と太一郎のはたした役割を分析した。
- (2) なお拙稿「中井太一郎の技術普及(一)」―太一車と正条植―(『鳥取地域史研究』第一〇号、二〇〇八年)において太一車の各地での普及状況を紹介した。
- (3) 中井太一郎試作、同人陳述「稻杭撰種米質改良法広告」(全県下稻杭撰種米質改良法有志者、明治十五年七月、渡辺家文書、山陰歴史館寄託)
- (4) 同前
- (5) 中井太一郎「稲作改良実験記草稿」(中井益蔵発行、明治三二年、鳥取県立公文書館蔵)。緒言は明治二〇年に書かれている。
- (6) 大蔵省編「府県地租改正紀要(全)」(復刻版)(『明治前期産業発達史資料別冊』(9) 1-3、御茶ノ水書房、一九七九年) 旧鳥取県(因幡・伯耆) 一、二頁
- (7) 太一郎は「肥料堆積土」「土肥料」と表現している。なお明治年間最大といわれる明治二六年の大水害については、伊藤康「史料紹介「明治二六年参事官水害視察」」(『鳥取県立公文書館報』第九号、平成二二年三月) および同氏「史料紹介 明治二六年水災の新資料「梶川本県参事官水難視察筆記」」(『鳥取県立公文書館報』第一号、平成一四年三月) に当時の写真とともに詳細に紹介されている。また近年の自治体史ではこの地域の地層の状況を次のように表現している。「表土は乏しく瓦礫の河原で、小鴨平野最後の開田地帯となった難所である」(『注』)
- (15) 谷口啓子「史料紹介「蚕糸業ニ関スル経歴私記―山陰製糸会社の創始者 亀井甚三郎―」」(『鳥取県立公文書館研究紀要』第二号、二〇〇六年三月) によると、山陰製糸会社の製品は、明治三三年パリ万国博で名誉大賞受賞、明治三七年セントルイス万国博での最高名誉大賞受賞などに見られように「世界第一位ノ最高価ヲ以テ売買」されたようである。中井家も養蚕、繭生産を経営にとりいれていた。
- (16) 『倉吉市誌』三六二頁
- (17) 創立当初の久米河村農学校から始まり、いくつかの異なった名称となり、現在鳥取県立倉吉農業高等学校となっているが、「農学校」という共通の名は含まれており、また倉吉の地に創立され継続しているという意味で以下の叙述でも倉吉農学校とした。
- (18) 三好信浩「日本農業教育成立史の研究―日本農業の近代化と教育」(風間書房、昭和五七年) 三七六頁
- (19) 『倉吉町誌』(倉吉町、昭和一六年) 六四五、六頁
- (20) 「久米河村農学校創立議案説明書」(明治一三年、湯梨浜町蔵) 本稿では「鳥取原史 近代 第五巻 資料編」四〇八、四〇九頁に掲載される翻刻文を利用した。なおこの時の郡長は尾崎武久であり、地租改正反対運動についての調査報告をおこなったさいには反対運動に同情的な文言を入れていた人物であり、のちには鳥取市の市長を務めた。
- (21) 『倉吉百年史』(鳥取県立倉吉農業高等学校、昭和六一年二月) 二〇頁
- (22) 同前

る。現在、鮎川用水路の排水溝は改築中であるが、排水溝掘削工事現場に見る表土の肥沃な黒色土は三〇センチメートル内外、その下層は荒砂に砂利石や一抱えもある石がごろごろ混じっている。当時の河川氾濫のものをすこさを如実に見ることができる」(『新編倉吉市史』第四巻(倉吉市、平成七年) 一九頁)

- (8) 「鳥取県農事調査書」(復刻版) 久米郡の部(『明治中期産業運動資料』第一〇巻、日本経済評論社、一九八〇年)。この調査対象年は明治一七、二一年であるが、明治二四年に「鳥取県勸業雑報号外」として刊行された。
- (9) 『倉吉市史』(倉吉市、一九七三年) 三四頁
- (10) 『日本農業発達史』第二巻(中央公論社、一九七八年) 四八頁。なお、明治一〇年第一回内閣博覧会には、三島久平、岩本廉蔵の連名によるものと、舟木甚兵衛名による稲鑛が出品され、有功賞牌を受賞している(『明治十年内閣勸業博覧会賞牌褒状授与人名録』)。
- (11) 『鳥取県史 近代 第三巻 経済篇』(鳥取県、昭和四四年) 四六七頁。なお製作に高度な技術を要することから、倉吉の千歯職人が全国各地に販売するとともに、修理のため定期的に各地を巡回していたことが明らかにされている(『紀年銘「年号のある」民具・農具調査』(『日本常民文化研究所調査報告書』第六集、日本常民文化研究所、一九八〇年) 及び「紀年銘「年号のある」民具・農具調査等」(『日本常民文化研究所調査報告書』第八集、日本常民文化研究所、一九八〇年)。
- (12) 『倉吉市誌』(倉吉市、昭和三年) 三五二頁
- (13) 『東伯郡誌』(復刻版)(歴史図書社、一九八〇年) 一三五頁
- (14) 石井寛治「日本蚕糸業史分析」(東京大学出版会、一九七二年)
- (23) 『山陰隔日新報』(明治一六年六月二八日付)
- (24) 同前(明治一六年九月六日付)
- (25) 『農業雑誌』二五二号(明治二〇年一月五日) 七頁
- 左の一編は、鳥取県下に老農の聞へある伯耆国久米郡中原村中井太一郎氏が多年の熱心と経験により弥撰種の益あること鮮少からざるを確認し、曾て之を其地の有志者に口述せしものなり(中略)聊か旧聞の嫌ひなき能はざるも、其旨趣たる矢張今日とても大に農家参考の一助となるべき箇条なれば茲に掲げて以て看官の一覽に供せんとす
- なおここで紹介されたのは、前掲の「稻杭撰種米質改良法広告」(明治一五年)である。
- (26) 『鳥取新報』(明治二二年三月二九日付)
- (27) 同前(明治二二年一月一八日付)
- (28) 『農報』三号(明治三〇年六月) 三四頁。なお『農報』は倉吉簡易農学校卒業生によって組織された農友会の機関紙である。なおこの文の筆者藤縄朋三はのちの米原章三である。彼は明治一六年生、昭和四二年没までの生涯で、政界では貴族院議員にもなるが、鳥取県内では「日の丸自動車」「日本海新聞」「日本海テレビ」を発足させたことが知られている(『郷土が誇る人物誌』鳥取県教育委員会、一九九〇年)。
- (29) 『鳥取県勸業月報』第一号(明治一五年一月、東京大学明治新聞雑誌文庫蔵) 三、四頁
- (30) 同前 第三号(明治一七年一〇月) および「稻杭撰種水製米質改良法第二広告」(明治一七年一月、渡辺家文書、山陰歴史館寄託)
- (31) 『鳥取県勸業月報』第三六号(明治一八年一月、日南町多里公

- 民館蔵、鳥取県立公文書館寄託) 一〇、一一頁
- (32) 同前
- (33) 同前 第四七号(明治一八年二月 日南町多里公民館蔵、鳥取県立公文書館寄託) 四、五頁
- (34) 同前 六、八頁
- (35) 同前 第四八号(明治一九年一月 六、七頁。この諮問会の内容は「第一回鳥取県勸業諮問会日誌」として一冊にまとめられたとされているが未見。ここでは「鳥取県勸業月報」第四八号から第五五号(明治一九年八月)まで分割掲載されたものを引用。なお乙一、式号、甲一、式、六号諮問案は、「鳥取県史近代 資料篇」(鳥取県、昭和四二年)一四六、一五六頁に翻刻されている。
- (36) 『鳥取県史 近代 第三卷 経済篇』一〇四頁
- (37) 『鳥取県勸業月報』第五二号(明治一九年四月) 二二頁
- (38) 同前 第五二号(明治一九年五月) 六、七頁
- (39) 同前 一一、一二頁
- (40) 『山形県第四次勸業諮問会日誌』(明治二二年 国立国会図書館蔵) 七四頁
- (41) 同前 七七頁
- (42) 『山陰隔日新報』(明治一八年一月二日付)。なおこの時太一郎は翌年一月まで、高草・気多郡だけでなく八東郡など県東部の因幡地方全体も巡回しさらに西部の日野郡などを巡回して帰村したと報じられている。
- (43) 『鳥取新報』(明治一九年一月六日付)
- (44) 同前(明治一九年四月二日付)
- (45) 林遠里『勸業新書』(明治一〇年二月 初版) ただし筆者が
- (46) 参照したのは、『明治農書全集』第一卷(農山漁村文化協会、一九八三年)所収の翻刻版である。
- (47) 『鳥根県勸業月報』第一九号(明治二二年二月 日南町多里公民館蔵、鳥取県立公文書館寄託) 一頁。なお試作状況の詳細は、同号中の「明治二二年稲作試作表」及び「鳥根県勸業年報」第二回(明治二二年二月)に掲載されている。
- (48) 鳥根県立農事試験場ではその後明治一四年までに、稲の種類、陸稲、畑苗代(丸山祐義『稲苗新語』による)などが試作されている。
- (49) 『官報』七〇五号(大日本農会報告) 五三三号 明治一八年一月 六一頁
- (50) 宮森久男『石川の農業とむら創りの歩み』(自費出版、平成八年)
- (51) 『大日本農会報告』六七号(明治二〇年二月) 六四頁
- (52) ただし船津伝次平の演説は、稲作ではなく、畑作中心とするよう鳥取県側から前もって指示された。林遠里法を奨励しているためという理由であった(鳥取県勸業課「農商務省甲部巡回教師船津氏農事問答筆記」勸業月報号外、明治一九年九月 鳥取県立公文書館蔵)。
- (53) 『鳥取新報』(明治一九年五月三十日付)
- (54) 河村久米八橋郡役所「郡甲第一〇七号」「同八〇一号」(渡辺家文書、山陰歴史館寄託)
- (55) 『鳥取新報』(明治一九年七月二五日付)。なおこの報道の会場が久米郡のいずれの場所であったかは特定できていない。
- (56) 『老農林遠里農事演説筆記』(鳥取県内務部第二課編纂、明治二四年三月) は林遠里が明治二四年、三度目に巡回したときのものである。林家蔵の筆写本「林老農演説筆記」は、鳥取県の用箋に筆記されていること、その内容が『農事実証米麦改良法』(大阪書林、明治二〇年二月)のものと酷似していることから、明治一九年鳥取県における巡回のさいに筆記された可能性が高い。
- (57) 『郡甲達第一七号』(明治一九年一月三日付) (鳥取県勸業月報) 第五八号)
- (58) 県令第四号(書類) (智頭町誌) 編纂室蔵)
- (59) 『官報』一一〇一号(明治二〇年七月一日)。なおこの『官報』は『農業雑誌』二七〇号(明治二〇年七月五日)にも転載されている。
- (60) 『鳥取新報』(明治二〇年二月三日付)
- (61) 「稲種不発生の理由」(渡辺家文書、山陰歴史館寄託)
- (62) 勸丙第二二号(明治二〇年二月付 日南町多里公民館蔵、鳥取県立公文書館寄託)
- (63) 『鳥取新報』(明治二二年八月二八日付)
- (64) 『鳥取県勸業雑報』二二号(明治二二年二月) 四頁
- (65) 『鳥取県勸業諮問会日誌 第四回』(明治二二年一月 国立国会図書館蔵)
- (66) 『明治二二年引継目録演説書(乾)』(鳥取県立公文書館蔵)「稲米改良及組合ノ事」
- (67) 『鳥取県勸業諮問会日誌 第七回』(明治二四年九月 国立国会図書館蔵)
- (68) 「稲作改良意見」(大日本農会報告) 一〇一号 明治二二年一月
- (69) 『明治二十三年大日本農会農談会報告』(『日本農業発達史』資料八八号)(農業発達史調査会、昭和三〇年三月)。太一郎は「農家経済の現状並に之か上進を図るの手段」(農務局下付問題) および「各地方重要農産改良の要点」(大日本農会提出)について発言した。内容の詳細については別に論じるが、最後に林遠里法について述べている。
- (70) 同前 八九、九二頁
- (71) 同前 二五四頁
- (72) 『稲作改良実験記草稿』(明治二二年二月) 六丁
- (73) 同前 一一丁
- (74) 『招豊年』(明治二八年九月 鳥取県立倉吉農業高等学校蔵) 三頁
- (75) 「従来勸業上ノ経歴 稲米」(鳥取県勸業課方針取調) 明治二八年 鳥取県立公文書館蔵)
- (76) 「稲作改良実験録」(明治一九年二月)(渡辺家文書、山陰歴史館寄託)。これは明治二二年に公刊された「稲作改良実験記草稿」の原本ともいえる内容を持ち、県立倉吉農学校教師として講義用にまとめたものと推測される。在校生渡辺忠吉が筆写。
- (77) 『雑件綴 庶務課』(明治二三年一月 鳥取県立公文書館蔵)。「献納願」「上申書」については改めて論じたい。
- (78) 『農談』三六号(明治二五年三月) 二八頁